

答申第555号

平成23年3月22日

神奈川県公安委員会
委員長 小沢 一彦 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成22年11月24日付けで諮問された公安活動に関する文書公開拒否（存否応答拒否）の件（諮問第611号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、公安活動に関する文書について、その存否を答えるだけで非公開情報を公開することとなるとして、公開を拒んだことは、妥当である。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、特定の個人（以下「本件個人」という。）が作成した、不服申立人を公安活動の対象とし続ける理由が記載された文書（以下「本件行政文書」という。）について、神奈川県警察本部長が、平成22年9月13日付けで、その存否を明らかにしないで公開請求を拒否した処分
の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 本件行政文書は、不服申立人を犯罪者に仕立て上げたねつ造文書の可能性があり、その目的は脅し及び嫌がらせの実行である。

イ 本件行政文書に基づく公安活動による公金支出は膨大であり、当該支出は報復を目的とする私的流用であると考えられる。不正が公に認定されなければ、当該公安活動及び公金の私的流用を止めることができない。

ウ 実施機関は、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、犯罪の予防、捜査等その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報を公開することとなるため、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第8条に該当すると説明するが、犯罪があつてこそ、あるいは予見されてこそ、当該条項の適用が可能となる。

犯罪があつたというのであれば、それはでっち上げであり、その点は公金を使っている者の義務として公開されるべきである。事実の基礎がないのであれば、条例の条項に該当しないはずであり、該当すると主張するのであれば、それに対応する具体的な犯罪を提示することを求める。

3 実施機関（警察本部警備部公安第一課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件行政文書の公開を拒んだ理由は、次の

とおりである。

(1) 本件行政文書について

不服申立人によれば、本件行政文書は、本件個人が作成した、不服申立人を公安活動の対象とし続ける理由が記載された文書である。

(2) 条例第5条第1号該当性について

本件個人が、本件行政文書を作成したか否かに係る情報（以下「本件情報」という。）は、特定の個人が識別される情報であることから、条例第5条第1号本文に該当し、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

(3) 条例第5条第6号該当性について

本件情報は、これが公開されれば、警察の捜査活動等の実態が明らかとなり、犯罪を企図する者等において対抗措置を取ることが十分予想され、犯罪の予防、捜査等その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第5条第6号に該当する。

(4) 条例第8条該当性について

本件に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）は、不服申立人を公安活動の対象とし続ける理由が記載された文書を求めているものであり、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第5条第1号に規定する個人に関する情報及び同条第6号に規定する犯罪の予防、捜査等その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報を公開することになるため、条例第8条に該当する。

4 審査会の判断理由

(1) 本件請求について

不服申立人は、本件個人が作成した、不服申立人を公安活動の対象とし続ける理由が記載された文書の公開を求めているものと認められる。

(2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（以下「個人情報」という。）を非公開とすることができると規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人情報のもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 本件情報は、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別される情報と認められることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号ただし書は、個人情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは公開すると規定している。

(イ) 当審査会が確認したところ、本件情報が、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」又は「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」に該当することを示す事情は認められず、本件情報は、条例第5条第1号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

(3) 条例第5条第6号該当性について

ア 条例第5条第6号は、「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当な理由がある情報」は非公開とすることができるとしている。

ここでいう「犯罪の予防」とは、犯罪行為をあらかじめ防止すること

をいい、犯罪を誘発するおそれのある情報は、犯罪予防の見地から、本号により非公開とすることができるかと解される。また、「捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに犯人及び証拠を発見し、証拠を収集及び保全する活動をいうと解される。

イ 同号の規定は、実施機関の犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を尊重する趣旨から、当該実施機関の裁量的判断に相当の理由があると認められる場合には、同号該当性を認めるものである。そこで、本件情報の同号該当性について、実施機関の判断に相当の理由があるかどうか検討する。

ウ 警察が行う情報収集活動の対象者となる者に係る情報は、公開することにより、警察の情報収集活動の実態が明らかとなり、犯罪を企図する者等において対抗措置を取ることが十分予想される。

したがって、本件情報は、これを公開することにより、犯罪の予防及び捜査等に重大な支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められ、条例第5条第6号に該当すると判断する。

(4) 条例第8条該当性について

ア 条例第8条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる」と規定している。

イ 本件請求は、不服申立人を公安活動の対象とし続ける理由が記載された文書の公開を求めるものであり、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、本件情報が明らかとなり、条例第5条第1号及び第6号に規定する非公開情報を公開することとなるものと認められることから、条例第8条の「当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる」場合に該当すると判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 22年 11月 24日	○ 諮問
11月 26日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
12月 14日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理 ○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 23年 1月 12日	○ 不服申立人から非公開等理由説明書に対する 意見書を受理
1月 25日	○ 不服申立人から追加意見書を受理
1月 26日 (第101回部会)	○ 審議
2月 25日 (第102回部会)	○ 不服申立人から追加意見書を受理 ○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
交 告 尚 史	東京大学大学院教授	部 会 員
沢 藤 達 夫	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
鈴 木 敏 子	横浜国立大学教授	
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	会長職務代理者
辻 山 栄 子	早 稲 田 大 学 教 授	部 会 員
東 玲 子	弁護士（横浜弁護士会）	
堀 部 政 男	一 橋 大 学 名 誉 教 授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成 23 年 3 月 22 日現在) (五十音順)